

報告書

原告代理人 柳原 敏夫

本書面は、本年6月24日、原告らが被告を相手に、被告が実施した本年度の遺伝子組換え（以下、GMと略称）イネの野外実験（以下、本野外実験という）の中止を求めて貴庁に申立をした仮処分事件（以下、本仮処分事件という）について、一審決定後の経過を報告したものです。

目次

第1、はじめに	2頁
第2、二審の審理で特筆すべき点	
1、世界中から研究者の警鐘の声が届けられたこと	3頁
2、一審決定が想定した防止策及び被告に課した条件の実態が判明したこと。	
(1)、二重の交雑防止策について	3頁
(2)、周辺農家のイネに対する交雑の可能性・ディフェンシン耐性菌の発生状況と伝播の有無等についての適切な情報公開、説明責任について	5頁
第3、二審で鋭く問われた問題点について（結論）	
1、実体論（実験自体の危険性）	6頁
(1)、事実認定	
(2)、法的評価	
2、手続論（実験の承認手続の瑕疵）	
第4、実験自体の危険性1 事実認定をめぐって	
1、二重の袋がけの措置（交雑の可能性について）	6頁
(1)、論点：交雑可能性を判断する前提問題として「イネの花粉の交雑能力の時間はどれくらいか」	
(2)、論点：自然交雑の危険性をどのように考えるべきか（危険性に対する事実判断）	
2、ディフェンシン耐性菌の出現・流出・伝播等について	7頁
(1)、論点：ディフェンシン耐性菌の出現を報告した論文から本野外実験においてディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるかと推論するのは合理的かどうか。	
(2)、新たな論点：ディフェンシンがイネの細胞から外部に出る可能性は存在しないかどうか。	
(3)、論点：過去にディフェンシンによる災害の報告例がなかったことをどのように評価すべきか。	

- (4)、論点：耐性菌出現の危険性をどのように考えるべきか 危険性あり
と言うためには、耐性菌の飛躍的な増加が必要か (危険性に対する事実
判断)

第5、実験自体の危険性2 法的評価をめぐって

- (1)、総論 予防原則適用の必要性 11 頁
ア、論点：GM 事故発生危険をはらんだ本野外実験の危険性の判断において、判断基準となるものは「予防原則」ではないか。
- (2)、各論 予防原則の具体的適用 13 頁
ア、論点：立証責任の転換
イ、論点：高水準の保全目標
- 第6、実験の承認手続の瑕疵について 15 頁
第7、二審決定に対する反響 16 頁
第8、最後に 17 頁

第1、はじめに

最初に、敢えて個人的な感想を述べさせていただきます。というのは、今回、国家的プロジェクトと被告が言って憚らない、極めて公共性の強い GM 作物の危険性をめぐる裁判に初めて関与してみて、これほど時代錯誤的なやり方が未だにまかり通っていることに、正直なところ、驚愕の念を押さえられなかったからです。

私自身は、ここ 20 年ほど著作権裁判を専門にやってきて、著作権侵害を理由に訴えられた際には、被告側の代理人として、みずから徹底的な証拠開示と侵害の有無をめぐって徹底した真相解明に努めてきました(大河ドラマ「春の波涛」事件等)。それは、被告と同様、公共性が強い組織で、公共性の強い事業に関する紛争である場合には、社会的責任を負う組織・企業として当然のことだからです。また、自らやましくなければ、隠したり臆することは何もないからです。今日、特許法、著作権法、不正競争防止法などいわゆる知的財産権の分野では、法改正により、侵害行為を否定する被告に、自己の行為が適法であることを具体的に明らかにする開示義務を課しています(特許法 104 条の 2、著作権法 114 条の 2、不競法 5 条の 2 など)。

今や、民間の一企業ですら、知的財産権の裁判において、自己の行為が適法であることを具体的に明らかにする義務が課せられているのです。

ところが、今回、本仮処分事件における被告の徹底した証拠非開示と真相解明への徹底した非協力ぶりに出会って見て、国家的プロジェクトを標榜する極めて公共性の強い組織にどうしてこんなことが許されていていいものなのか、我が

目を疑うしかありませんでした。さもないければ、よっぽど何かやましいことがあるにちがいないとしか思えませんでした。

ところで、著作権侵害なら、真相が未解明であとから間違いだと分かったら、金銭により侵害の回復は可能です。だが、本件のような GM 災害では「後で問題があるとわかってても手遅れなのである」(池内了「禁断の科学 軍事・遺伝子・コンピュータ」155 頁)。その意味で、GM 裁判において、証拠非開示や真相解明への非協力は重大な犯罪というほかありません。この本質的な重要性を念頭に置いて、事後的な回復が可能な知的財産権ですら採用されている被告の「自己の行為の具体的態様の開示義務」、これを上回る証拠開示と真相解明への情熱をもって事後的な回復が不可能な本訴と取り組んでいただきたいと思います。

第 2、二審の審理で特筆すべき点

次の 2 点が、抗告審の審理で特筆すべき点でした。

1、世界中から研究者の警鐘の声が届けられたこと。

ディフェンシン耐性菌出現の危険性については、一審の終盤に日本中から、少なからぬ研究者の人たちの警鐘を鳴らす声が寄せられました(疎甲 86~92、94)。二審では、それが世界中に広がりました(疎甲 118~121)。

のみならず、最近、ディフェンシン耐性菌の問題が、権威ある科学雑誌としてつとに知られている「Nature」(2005 年 11 月 10 日号)にも取り上げられるに至りました(本訴の甲 21)。

2、一審決定が想定した防止策及び被告に課した条件の実態が判明したこと。

一審決定は、結論は本野外実験の認容でしたが、ただし、そこには、次の 2 つの条件が付けられていました。

(1)、殆ど完璧な筈の二重の交雑防止策について

一審決定は、

「債務者の予定する前記飛散防止策により、一応、現在周辺農家において生育中の一般イネとの自然交雑の可能性はほとんどないものと考えられ」(19 頁 4 行目)と予測し、これを理由に本野外実験を許容しました。

では、実際に被告が実行した現実の交雑防止策とはどのようなものだったか。

それは、一言で言って、被告の一審裁判所に対する事前説明の内容とは裏腹の、「一般イネとの自然交雑の可能性を大いにはらんだ」極めて杜撰なものでした。その詳細は、本件圃場を見学した天明伸浩氏の報告書とそれに添付された写真(疎甲 102)より明らかにされましたが、そのさわり部分だけ紹介すると、次の通りです。

《 (1) 花粉飛散防止のためイネに被せたパラフィン袋の破損について

8月30日撮影の疎甲101の写真について

- ・写真 56 - 写真中央に、袋に傷がつき、穴が開いている（該当箇所を赤丸で表示した別紙1参照）。
- ・写真 57 - 袋からイネの葉が飛び出している。（写真左および最下段の袋。）袋が破れ穴が開いている。（写真右。以上、同じく別紙1参照）
- ・写真 59 - 袋が裂けて中からイネが飛び出している。（写真左端を初め、至るところ。同じく別紙1参照）

3. 問題点の指摘

(1)、花粉飛散防止

ア、これらの写真を、疎甲95の陳述書の作成者である前筑波大学教授の生井兵治先生に見ていただいたところ、花粉飛散防止策について、

「写真付きのセンター訪問報告有難うございます。

穴あきパラフィン紙袋など、思ったとおりの状況ですね。

裁判での彼らの主張は、この一見だけでも分かる通り、

実験進行が第一優先で、ひどすぎます。

新たな写真も有難うございました。

いずれにしても、笑い話にもなりませんね。

前便で、『実験進行が第一優先で、ひどすぎます。』とか、

『笑い話にもなりません。』と書いた意味は、

物理的隔離も距離的隔離も有名無実という私の感想でした。

ほんとにひどすぎますね。」

とメールでおっしゃってありました。

イ、一方、実験過程を随時適正に公開していると債務者が主張する、ホームページの内容を、今回調査を行った私たち自身で確認したところ、イネにパラフィン袋が被せてある写真は、袋に傷一つないきれいな状態で写されたもので、上記に報告しました、傷や穴が無数にある現場の実際の状況とまったく異なっていました。

たしかに、債務者の職員に撮影してもらった写真では、穴の大きさはそれほど大きくは見えません。ですが、穴が小さいからといって、見過ごすことはできません。小さくとも、穴があったこと自体が重大なのです。

なぜなら、仮にここで、穴がわずか、 $1\text{cm} \times 1\text{cm} = 1\text{cm}^2$ であったとしま

す。イネの花粉の大きさは直径 0.04 mm ~ 0.02 mm です。1cm² の穴は、直径 0.04 mm の花粉にとって、約 8 万倍の大きさ、また、直径 0.02 mm の花粉にとっては、約 30 万倍もの大きさだからです。

果たして、「すべての観点において安全性を実現すべく完全な対策を実施している」と主張する債務者は、本当に「完全」な対策を行っているといえるのでしょうか？ 微細な花粉を一粒たりとも漏れ出さないような対策が、本当に実現されているのでしょうか？》(疎甲 102。1 ~ 4 頁。但し、生井兵治氏の肩書を正確に修正)

(2)、周辺農家のイネに対する交雑の可能性・ディフェンシン耐性菌の発生状況と伝播の有無等についての適切な情報公開、説明責任について

一審決定は、

「本件野外実験の過程で、債権者らの主張するように、本件圃場内にディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるとしても」(21 頁 2 行目以下)

とその発生の可能性を想定し、それゆえ、被告に、引き続き、

「本件の隔離圃場内におけるディフェンシン耐性菌の発生状況と伝播の有無等)に関しては、今後とも生産者や消費者に的確に情報提供したり説明をすることにより、本件 GM イネに対する不安感や不信感等を払拭するよう努めていく責任があり」(24 頁 3 行目)

という義務を課し、その義務違反に対しても、

「仮にも、上記の情報公開等が円滑に行われず、いたずらに生産者や消費者の不安感等を助長するような事態を招き、その結果、農業等行う上で具体的な損害ないし支障が生ずるような状況に立ち至ったときには、本件野外実験の差止めを求められてもやむを得ないものというべき。」(24 頁)

という厳しい注文をつけました。

では、実際に被告が実行した現実の情報公開はどのようなものだったか。

あれほど裁判所から厳しく諫められ、適正な情報公開を実行するように是正を要求されたにもかかわらず、被告の態度は、驚くべきことに、一審と全く変わりませんでした。そのことは、原告や生産者・消費者より、一審決定に基づき、ディフェンシン耐性菌の発生状況と伝播の有無等についての情報公開を求める申入れ(8 月 30 日付「情報公開を求める公開質問状」疎甲 103 . 104) がなされたのに対して、被告が、

「ディフェンシン耐性菌の発生については、今回の実験の目的ではなく、調査する予定はない」

と回答をしたことに端的に示されています(疎甲 105 ・ 106)。

第3、二審で鋭く問われた問題点について（結論）

抗告審で鋭く問われた問題点を要約すれば、次のように言うことができます。

・実体論（実験自体の危険性）

第一に、事実認定について、重要な論点につき、科学的認識として誤っているのではないか、或いは科学的にみて合理的な推論として誤っているのではないか。

第二に、法的評価について、GM事故発生の危険性が問われている本野外実験においては、予防原則の適用が不可避ではないか。

(2)、手続論（実験の承認手続の瑕疵）

本野外実験の承認手続において、看過し難い重大な手続上の瑕疵があるのではないか。

第4、実験自体の危険性1 事実認定をめぐって

1、二重の袋がけの措置（交雑の可能性について）

(1)、最初の論点は次の通りです：交雑可能性を判断する前提問題として「イネの花粉の交雑能力の時間はどれくらいか」

ア、被告の主張

疎乙 112 及び 113 を根拠にして「花粉の交雑能力は、長くとも 5 分程度で消滅」というもので、一審決定もこれを採用しました（決定 17 頁(4)ア）。

イ、原告の反論

(ア)、結論

被告の上記主張は、科学的認識として誤っています。

(イ)、理由

最初に、交通整理しておかなければならないことがあります。それは、同じ「イネの花粉の交雑能力（寿命）」という言葉を使いながら、実はその意味が、本件と疎乙 112 及び 113 とでは全く異なるということです。本件で問題としている「イネの花粉の寿命」とは、純生物学的にみてイネの花粉がどれくらいの時間、交雑能力を有するかということです。これに対し、疎乙 112 及び 113 で問題にする「イネの花粉の寿命」とは、あくまでも、人工受粉という特別な目的に用いる場合に適切なイネの寿命はどれくらいであって、それゆえ、これを本件に用いることはできないからです（準備書面(8) 8 頁。生井陳述書 3～14 頁。疎甲 95）。

ウ、被告の対応

ところで、原告の上記反論に対し、被告は黙して語りませんでした。

(2)、二番目の論点は次の通りです：自然交雑の危険性をどのように考えるべ

きか（危険性に対する事実判断）

ア、問題の所在

ここでの問題とは、自然交雑の確率が1パーセントのとき、科学的認識のレベルとして、そのような交雑を危険なものと評価すべきかどうか、ということ。

イ、原告の主張

(ア)、結論

自然交雑の確率が1パーセントのときでも、科学的認識として、それは危険なものと評価すべきです。

(イ)、理由

イネの自然交雑の問題を有害化学物質などと同次元で考えることはできません。なぜなら、ここでは有害化学物質などにはない、自己増殖という生物固有の特性を考慮せざるを得ないからです。

そこで、自己増殖という生物固有の特性を念頭に置けば、たとえ1粒のGM種子でも、5年後には約28兆粒のGMイネが可能となります（天明陳述書4頁。疎甲71）。1%の交雑の場合なら、「一穂、約100粒で1粒交雑していることとなります。一坪で1,200粒。10aで約40万粒。50aでは200万粒、1haでは400万粒が交雑する可能性がある」（同頁3行目）以上、その結果、1%の交雑でも数年後には莫大な数のGMイネとなり、それがもたらす危険性は明々白々だからです

ウ、被告の反応

ところで、原告の上記主張に対し、被告は黙して語りませんでした。

2、ディフェンシン耐性菌の出現・流出・伝播等について

(1)、ここでの論点は次の通りです：ディフェンシン耐性菌の出現を報告した論文から本野外実験においてディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるかと推論するのは合理的かどうか。

ア、被告の主張

以下の理由により、本論文が、自然界で容易にディフェンシン耐性菌が出現するという根拠にはならないと主張し、一審決定もこれを採用しました（決定20頁イ）。

本論文は「他の生物相等の環境影響の存在しない、およそ自然界とはかけ離れた、特殊な、人工的環境の下で実験を行った」（黒田陳述書1頁2（疎乙116））ものであるのに対し、「自然界においては、他の生物相等の環境影響が存在する」（同2頁第2、3）ものだから、と。

イ、原告の反論

まず、黒田陳述書は、「他の生物相等の環境影響が存在しない」場合、耐性菌の出現にとって有利であるという前提に立っています。

しかし、そもそも「他の生物相等の環境影響の存在」が、耐性菌の出現にとって不利に働くか、有利に働くかは一概に言えません。なぜなら、他の生物と協調しあって、かえって多様な菌の出現を促し、耐性菌の出現に有利な場合もあるからです。

従って、「他の生物相等の環境影響が存在しない」本論文をもって、自然界における耐性菌の出現の根拠にならない、と結論づけることはできません（準備書面(8)12頁。木暮意見書4～7頁。疎甲99）。

むしろ、菌とエサとディフェンシンを混ぜて放置するだけで、微生物がディフェンシンと頻繁に接触することにより耐性菌が出たというこの論文から、自然界でもこの三者が混じり合い、かつ微生物がディフェンシンと頻繁に接触すれば、耐性菌が出るだろうと予想するのが合理的です。

したがって、この三者が混じり合い、ディフェンシンを常時大量に作り続ける結果、微生物がディフェンシンと頻繁に接触する条件下にある本野外実験もまた同様に考えるのが合理的です（疎甲91。金川陳述書(3)4～5頁。疎甲91。木暮意見書4～9頁）。

ウ、被告の反応

ところで、原告の上記反論に対し、被告は二審ではもはや真っ向から反論をしませんでした。そして、それに代わって、新たな主張を持ち出すに至ったのです。それが次の論点です。

(2)、新たな論点とは次の通りです：ディフェンシンがイネの細胞から外部に出る可能性がないかどうか。

被告は、二審に至り、ディフェンシン耐性菌が出現する可能性がない理由として、「科学的に公知」な事実と称して、新たに、「そもそもディフェンシンがイネの細胞から外部に出る可能性は存在しない」という反論を持ち出すに至りました（相手方準備書面(5)）。

ア、被告の主張

ディフェンシンがイネの細胞から外部に出ない理由として、その1：「植物の細胞壁の構造的な特徴」を挙げます。つまり、細胞同士をつなぐ細い通路（プラスモデスム＝原形質連絡）の直径は20～40ナノメートルであり、そこを通過できる物質の大きさは分子量に換算して800以下のサイズであるところ、カラシナディフェンシンの分子量は約5,700であって、「大きすぎてこの通路を物理的に通過することができない」と（準備書面(5)7頁(6)）。

その2:「ディフェンシンとマイナスに荷電した細胞壁とのトラップ(結合)」を挙げます。つまり、

「ディフェンシンは、・・・塩基性の蛋白質であり、・・・マイナスに荷電した細胞壁と結合」し、解離しない、と(6ページ(2)(5))。

イ、原告の反論

これらの主張は、科学的にみて、というより科学以前の初歩的な知識のレベルで誤った杜撰な主張でした。なぜなら、

第1の理由は、次に述べる通り、二重に間違っているからです。

まず、ディフェンシンが細胞同士をつなぐプラスモデスムを通過したところで、あくまでも隣の細胞膜の内部に移動するだけであって、これをなんべんくり返したところで細胞膜の外に出るわけではなく、そもそもこの議論自体が失当です。

次に、分子量約5,700のカラシナディフェンシンの直径は、約2~4ナノメートルであり(分子量がほぼ同じインシュリンの直径を示した特別抗告理由書別紙1図面参照。本訴の甲23)、直径は20~40ナノメートルのプラスモデスムをらくらく通過できるからです。

第2の理由もまた、科学的に公知なレベルで完全な間違いです。なぜなら、金川意見書(疎甲125。3頁b)が指摘する通り、「これは科学的に公知な事実ですが、水田の水には Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、 Na^{+} 、 K^{+} など、マイナスの荷電を中和するイオンが十分に存在するので、これらのイオンで細胞壁の荷電が中和され、結合したディフェンシンが容易に解離し、溶出するからです。」

ウ、正しい事実関係に関する原告の主張

「ディフェンシンがイネの細胞から外部に出る可能性」は、科学的に公知な次の理由により当然肯定できます(準備書面(13)2頁2(2)。金川意見書。疎甲125)。

()、そもそもディフェンシンは「分泌型たんぱく質」であり、分泌小胞に運ばれて、細胞内から細胞膜の外に放出されます(特別抗告理由書別紙2図面参照。本訴の甲23)。

()、細胞膜の外に放出されたディフェンシンは、20~40ナノメートルのプラスモデスムが通れるだけの籠状の細胞壁の間をらくらく通過できます(特別抗告理由書別紙3図面参照。本訴の甲23)。

()、たとえ、ディフェンシンがマイナスに荷電した細胞壁と結合したとしても、イで前述した通り、水田の水にマイナスの荷電を中和するイオンが十分に存在するため、細胞壁の荷電が中和され、結合したディフェンシンは容易に解離します。

エ、これに対する被告の反応

ところで、原告の上記主張に対し、被告は黙して語りませんでした。

(3)、三番目の論点は次の通りです：過去にディフェンシンによる災害の報告例がなかったことをどのように評価すべきか。

ア、被告の主張

「カラシナのディフェンシンは既に、歴史的に栽培されてきているカラシナが産生していることから、耐性菌が出現する可能性がある場合にはすでに出現しているはずであるし、可能性がない場合にはないことになる。すなわち、本組換えイネがある以前に、そのような可能性は歴史上既にあったはずであり、本組換えイネを栽培することによって耐性菌出現の可能性が特段に増大するとは考えられない」(高木陳述書4頁第3段落。疎乙106)と主張し、一審決定もこれを採用しました(決定20頁ウ)。

イ、原告の反論

(ア)、結論

過去にディフェンシンによる災害の報告例がなかったことから、本 GM イネの危険性の有無を推定することは誤りです

(イ)、理由

「カラシナの場合には、ディフェンシンが必要に応じて生産されるように、遺伝子レベルでの調節を受けていますが、これに対し、本 GM イネは、そのような調節を受けません。本 GM イネには、カラシナディフェンシン遺伝子とイネの緑葉組織特異的発現プロモーターとを結合して導入してあり、ディフェンシンを常時作り続けるように加工してあります。自然界では有り得ない組み合わせを人工的に行うことで、ディフェンシン遺伝子の本来の発現調節を無効にして、常時ディフェンシン遺伝子を発現するようにしてあります。」(金川陳述書(3)6頁9～15行目。疎甲91)

つまり、本 GM イネは「過去にはあり得なかった人工的な遺伝子の組み合わせを行うことにより、常時多量のディフェンシンを生産するように加工したイネ」(同頁下から7行目以下)であって、「ディフェンシンが必要に応じて生産される」自然界のカラシナとは状況が全く異なるからです。

従って、単なる過去の経験から、過去にあり得なかった人工的な本 GM イネの危険性の有無を推定することは誤りです(準備書面(8)14頁。金川陳述書(3)6～7頁。疎甲91。木暮意見書10～11頁。疎甲99)

ウ、これに対する被告の反応

ところで、原告の上記主張に対し、被告は単に「カラシナもディフェンシン遺伝子は常時作動しており、ディフェンシンの発現態様は本 GM イネと異なる。」旨強弁するだけで(準備書面(5)8頁4)それ以上、その根拠を

少しも明らかにしませんでした。

(4)、四番目の論点は次の通りです：耐性菌出現の危険性をどのように考えるべきか（危険性に対する事実判断）

ア、問題の所在

ここでの問題とは、科学的認識のレベルとして、危険性ありと言うためには、耐性菌の飛躍的な増加が必要かどうか、或いは、科学的認識のレベルとして、どのような耐性菌の出現を危険なものと評価すべきか、ということです。

イ、原告の主張

(ア)、結論

危険性ありと言うためには、耐性菌の飛躍的な増加は必要ではありません。
危険性ありと言うためには、1匹の耐性菌の出現で十分です。

(イ)、理由

耐性菌は有害化学物質などとは異なり、短時間のうちに細胞分裂をくり返して爆発的に自己増殖する微生物であり、したがって、自己増殖という生物固有の特性を念頭に置けば、耐性菌は1匹であれ、その出現の危険性が問題にされるべきだからです。

ウ、これに対する被告の反応

ところで、原告の上記主張に対し、被告は黙して語りませんでした。

第5、実験自体の危険性2 法的評価をめぐって

1、総論 予防原則適用の必要性

ア、ここでの論点は次の通りです：GM事故発生の危険をはらんだ本野外実験の危険性の判断において、判断基準となるものは「予防原則」ではないか。

イ、原告の主張

(1)、まず、これを肯定する理由を要約すれば、次の通りです。

- ・ 実際上の必要：伝統的な事故の枠組みに収まらない新しい事態 = 「新しい酒は新しい革袋に盛られなければならない」
- ・ 法制度（カルタヘナ議定書¹、EUカルタヘナ法²など）の現状

¹ 本野外実験が準拠するわが国のカルタヘナ法制定の元になったカルタヘナ議定書はその冒頭で、
「この議定書は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に従」（第1条）うと予防原則の適用を宣言。

² EUカルタヘナ法も、その前文の22で、
「本規則の適用にあたっては、予防原則が考慮されなければならない」（疎甲75）
と予防原則の適用を宣言。

・ 食品安全行政の現状

(2)、次に、これを詳述すれば、準備書面(11)で述べた以下の通りです。

《 予防原則のエッセンスは「疑わしきは罰する」である（疎甲 110 の放送大学「集団と環境の生物学」第 15 回講義参照）

しかし、これは、「疑わしきは罰せず」を原則と信じてきた者にとって躓きの石である。しかし、すべて原則は特定の文脈の下でのみ妥当するのであって、これを離れて普遍性を持つことはない。それは、「契約自由の原則」、「過失責任の原則」の変遷を考えれば明白である。

(2)、では、なぜ、「疑わしきは罰する」という逆転が生じたのか。それは、現代文明が、これまで地球上にはなかった未知の事故に直面することになったからである。では、どういう点で、それはかつてない新しさ、未知と言えるのか。これについて、前記三菱総研の研究ノートは、以下の 4 つの要素を挙げる（99 頁。疎甲 108）。

- ・ リスクの不確実性（申立書 11 頁にいう「予見不可能性」）
- ・ 不可逆性（申立書 11 頁にいう「回復不可能性」）
- ・ 晩発生（病原体やアスベスト等を体内に取り込んでから実際の被害が発生するまでに時間がかかること。疎甲 2 の 153 頁下段参照）
- ・ 越境性（リスク源が国境を超えて移動すること）

つまり、このような新たな要素をはらんだ事故については、もはや従来の事故を想定したリスク管理の原則では対応できないため、そこで、この新しい事態に即応した新しい管理の原則を発見するしかなかった。そこで見出されたのが、この予防原則 = 「疑わしきは罰する」である。

(3)、そして、この新たな要素をはらんだ事故が発生する分野として、三菱総研の研究レポートは、遺伝子組み替え技術をはじめとする、以下の分野を挙げる（99 頁。疎甲 108）。

- 化学物質（環境中の化学物質、温暖化ガス）
- 食品（BSE、ホルモン牛肉）
- 技術（遺伝子組み替え技術、クローン技術）
- 生態系（絶滅危機種、捕鯨）
- 電磁波、放射線

(4)、しかも、予防原則は、国際関係では既に数多くの条約、協定に適用されており、三菱総研の研究ノートは、その具体例を紹介している（100 頁。疎甲 108）が、そこには本裁判でその適用が問題となる次の条約、議定書も含まれている。

- 生物多様性条約（1993 年）
- カルタヘナ議定書（2000 年）

(5)、のみならず、この予防原則が、既に国内の食品安全に関する原則として適用されていることは、(社)農林水産先端技術産業振興センター作成のハンドブック「バイオテク小事典」に、

《バイオの分野では、遺伝子組換え食品の安全性に関して、予防原則を基に話し合いが進められている事実。》(111頁。疎甲70)

と明記されている通りである。

さらに、先月8月29日放送のクローズアップ現代「食の安全をどう伝えるか」で、同月12日、わが国の食品安全委員会が、予防原則に基づいて、「魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価について」、2年前の基準より厳しい基準を明らかにしたことが取り上げられ、放送された(疎甲123の映像参照)。

これは、魚介類等に含まれるメチル水銀が胎児に何等かの影響を与える恐れがあると判断され、そこで、その影響がたとえわずかであっても、それが疑われる限り、予防原則の立場に立って、それを未然に防ぐ必要があるとして、食品健康影響評価について見直しを行なったものであり、食品安全に関する行政の現場では、予防原則が既に使われている。

(6)、他方、本裁判で問題となる生物多様性の保全に関しても、予防原則が確立した原則となっている(疎甲110の放送大学「集団と環境の生物学」第14回、第15回講義参照)。(準備書面(11)15~17頁)

(3)、小括

以上から、本野外実験の危険性の判断にあたっては、予見不可能性と回復不可能性を本質とするGM事故固有の特質を十分に踏まえる必要があり、もしこの特質を踏まえれば、危険性の判断基準として、一審決定で述べられた「イネ等に具体的な損害を与えるおそれがある」(21頁エ)や「農業に重大な影響を与える」(21頁オ)では、科学者の池内了氏がつとに指摘する通り、「手遅れ」というほかありません(池内了「禁断の科学 軍事・遺伝子・コンピュータ」155頁)。「手遅れ」にならないためには、ここで、「未然防止、科学的不確実性への対応、高水準の保全目標、環境の観点の重視、将来への配慮、危険可能性への配慮」(疎甲42の3)をその基本要素とする予防原則を適用するしか適切な基準はないのです。

ウ、これに対する被告の反応

原告のこの点に関する主張に対し、被告は首尾一貫して黙して語りませんでした。

2、各論 予防原則の具体的適用

(1)、論点：立証責任の転換

ア、問題の所在

ここでの問題とは、GM 事故発生危険をはらんだ本野外実験の危険性の判断において、具体的に「開発側に立証責任を転換すること」が判断基準ではないか、ということです。

イ、原告の主張

(ア)、結論

その通り。

(イ)、理由

2004 年 11 月 22 日に EU が発表した Questions and Answers on REACH Part II (ただし、これは化学物質の分野です) の中で、立証責任について、安全性の立証責任は当局側から開発する企業側に転換されました (疎甲 109 「EU 新化学物質政策 REACH の紹介」より)。

そうだとすれば、一般に、有害化学物質以上に予見不可能性と回復不可能性をその本質とする GM 事故において、安全性の立証責任が開発側に課せられるのは言うまでもありません。現に、スウェーデンや英国では、既にこれを明記しています (疎甲 44 「予防原則」242 頁)。

そこで、本野外実験を検討すると、原告により、既に、耐性菌の出現の可能性と流出の可能性が証明されており、それを覆すに足りるだけの証明が被告 (開発者) から出されていない以上、予防原則に従えば、本野外実験の危険性は認められるべきです。

ウ、これに対する被告の反応

原告の上記主張に対し、被告は首尾一貫して黙して語りませんでした。

(2)、論点：高水準の保全目標

ア、問題の所在

ここでの問題とは、GM 事故発生危険をはらんだ本野外実験の危険性の判断において、具体的に「たとえ独立の安全確保手段として完全かつ有意なものだとしても、それらは 1 つ 1 つ確実に遵守されるべきものであり、したがって、その 1 つでも遵守されない場合には、安全性確保義務違反として予防原則に違反する」が判断基準ではないか、ということです。

イ、被告の主張

これを否定します。つまり、交雑防止策について、債務者が取った 3 つの防止策 (距離的隔離、時間的隔離、物理的隔離) のうち、仮に 1 つが実効性を失っても、それ以外の防止策が機能していれば問題ないという立場を取り、一審決定もこれを採用しました (17 ~ 19 頁)。

ウ、原告の反論

(7)、結論

これを肯定すべきです。

(4)、理由

予見不可能性と回復不可能性を本質とする GM 事故固有の特質を十分に踏まえたら、GM 事故の発生防止のためには「高水準の保全目標」が不可欠であり、それゆえ、そうした重疊的対策のひとつでも実効性を失った場合にはそれは法的には危険なものとして扱うべきで、さもないと、GM 事故の発生防止対策としては不完全というほかないからです。

そこで、本野外実験を検討すると、本野外実験の際立った特色は、その前の室内実験において、以下の本 GM イネの安全性・問題点を十分に詰め、解決しないまま、野外実験に移行した点にあります。

(1)、第 1 種使用規程の承認にあたって、告示で定められている食品安全性の審査（告示第 1 号第一、1、(2)、二。疎甲 35）を受けておらず、食品の安全性が未確認であること、

(2)、ディフェンシンの作用機構（人体へ害作用がないかなど）が依然、未解明であること（準備書面(2)9～10 頁）

(3)、「ディフェンシンが食用部分には絶対に移行しない」かどうか、依然、未解明であること（同 10～11 頁）

そうだとすれば、本 GM イネの安全性・問題点の未解明のまま、野外実験に移行する以上、GM 事故防止のために「高水準の保全目標」が絶対不可欠な要請であり、重疊的対策のひとつでも実効性を失った場合には直ちに法的に危険なものとして扱うほかないからです。

エ、これに対する被告の反応

原告の上記主張に対し、被告は首尾一貫して黙して語りませんでした。

第 6、実験の承認手続の瑕疵・問題点について

1、被告の主張

「本件野外実験自体は、法で定められた所定の手続を経て、学識経験者の意見を聴取した上、パブリックコメントの手続を経た後、農林水産大臣や環境大臣の承認を得て実施されているものであって、手続的には何ら違法の点は認められない」旨主張し、一審決定もこれを採用しました（21 頁(6)ア）

2、原告の反論

しかし、実際は、手続的に次のような瑕疵や問題点があります。

(1)、被告の手続不遵守

・本来ならば、承認申請書（疎甲 21。以下、本申請書という）にディフェンシン遺伝子がコマツナ由来と書くべきところ、被告はこれとは別種の植物で

あるカラシナ由来と記載して、本野外実験の承認を受けました（この点は、二審裁判所も認定しました）。これは、GM 実験の安全性審査において最も基本的で重要な事項である『導入した遺伝子』に関する虚偽の記載として、重大な瑕疵です。

・本来ならば、本申請書にディフェンシン耐性菌の出現とその影響という重大な問題について記載すべきなのに、被告はこれを怠りました。もし申請段階でこれを記載していれば、本野外実験の承認がおりなかった可能性が高く、この意味において、債務者の第 1 種使用規程の承認手続に関して、手続的に重大な違法があります（準備書面(11)13 頁。その詳細は金川陳述書(2) 4 ~ 5 頁。疎甲 80）。

・被告は、第 1 種使用規程の承認にあたって告示に定められている食品安全性の審査（告示第 1 号第一、1、(2)、二。疎甲 35）も、イネ花粉による花粉症防止（同上告示）も、全くこれを遵守していません（準備書面(2)18 頁。22 ~ 24 頁）。

(2)、手続法（カルタヘナ法、実験指針）自体の不備

・より根本的な問題として、わが国のカルタヘナ法が保全する「生物」とは基本的に野生生物だけであって、本件のイネなどの栽培植物や飼育動物は除外しています（疎甲 67）。従って、本 GM イネの野外実験の安全性について、野生生物保護を目的としたカルタヘナ法及びこれに基づき制定された告示がそれを十分に担保しているとは到底言えず、よって、これらの法令を遵守したからといって、本 GM イネの野外実験の安全性が認められた訳では全くありません（準備書面(2)30 頁八）。

・さらに、被告が拠り所にする農水省の「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」が交雑防に必要な距離を出す根拠にしたのはわずか 5 つの検出例であり（疎甲 26）、5 つの検出例のうち、最大の交雑距離を検出したとされる事例で調査したイネの株数はたった 2 株です（疎甲 27。40 頁第 9 表の調査株数）。これは、「現時点では安全性や環境への影響に関する基礎研究が乏しすぎる」（受粉生物学専攻の生井兵治氏。疎甲 28）という専門家の指摘を待つまでもない、不確かな科学的検証です。この程度のことだから、その翌年（本年）4 月 12 日には、新しい交雑距離の検出結果が出たという理由で、さっそく、当初の 20m が 30% もアップされて一挙に 26m に延長されてしまいました（疎甲 29）。つまり、農水省の上記指針自体が交雑防止にとって十分な科学的検証に耐えうるものでは全くないのです（準備書面(2) 4 ~ 5 頁）。

第 7、二審決定に対する反響

一審と同様、ずっと貝のように黙り続けた被告は、即時抗告申立後 1 ヶ月以

上経過した9月27日に至って、初めて初めて反論(準備書面(5))を出し、これにより、原告にとり「論点にトドメを刺し、決着をつける態勢がようやく整い」、いよいよ天王山を迎えると思った矢先、本年10月12日、突如、二審裁判所より、抗告を棄却する決定が出されました。

その決定の理由づけには、次のような問題がありました。

1、二重の袋がけの措置(交雑の可能性について)

交雑可能性を判断する前提問題として「イネの花粉の交雑能力の時間はどれくらいか」という論点について、原告の意を尽くした主張・立証(準備書面(8)8頁。生井陳述書3~14頁。疎甲95)に対して、被告すら沈黙するしかなく、冷静に説明を聞けば小学生でも分かる程度の内容であり、「科学的に決着済みの問題であったにもかかわらず、二審裁判所は、何一つ理由を明らかにすることなく、「疎明によれば、イネの花粉の交雑能力は5分程度であり」(3頁9行目)と判断しました。

その結果、受粉生物学専攻の研究者をして、「これでは司法の死です」と言わしめるほど、深い失望と憤りを呼び覚ましました(特別抗告理由書別紙5。本訴の甲23)。

2、ディフェンシン耐性菌の出現・流出・伝播等について

「ディフェンシン耐性菌の出現の可能性」の論点について、二審裁判所は、原告の具体的な主張・立証には何一つ言及することなく、単に「疎明によれば耐性菌の出現する可能性も低いことが認められる」と判断し、その上、「抗告人らの主張する上記主張は、杞憂であり、理由がない」と断じました。

その結果、「こんな非科学的な判決で、人類の将来が脅かされるのかと思うと、ものすごい憤りを感じます」と、心ある少なからぬ研究者たちに深い失望と憤りを呼び覚ましました(特別抗告理由書別紙4~8。本訴の甲23)。

3、法的評価の問題点 予防原則の適用の必要性

原告が、二審において、回復不可能な事態のおそれがある本件において予防原則の適用が必要不可欠であることを詳細に主張・立証した(準備書面(11)14頁以下。疎甲44。242頁。同108。99頁)にもかかわらず、二審裁判所は、これに対して何一つ言及することなく適用を否定し、伝統的な事故の危険性を判断する基準でもってこと足れりとししました。

その結果、「今回の判決を読んで思うことは、こうした高度なレベルの信頼を今、司法に置くことは無理だろう、ということである」と、心ある研究者に深い失望を呼び覚ましました(特別抗告理由書別紙6。本訴の甲23)。

第8、最後に

しかし、最後まで希望を捨てない或る研究者は、二審決定の感想を、こう結

んでいます。

「人類、地球、生態系という視点を裁判所に期待することはそもそもあり得ないことなのだろうか。政治と経済が現実ががんじがらめにされている現状を考えるならば、むしろ司法こそが人類の将来を見据えた判断を下すことはできないだろうか。高い見識に裏打ちされた納得できる判決を期待したい」(特別抗告理由書別紙6。本訴の甲23)

これは、同時に、本訴を提起した原告、弁護団、支援者すべての裁判所に対する偽らざる希望でもあります。

以上、報告します。

2005年12月19日

新潟地方裁判所高田支部 殿